

議第7号

高島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月21日

高島市長 福井正明

高島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

高島市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成26年高島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の3号を加える。

(5) 消防出動手当

(6) 救急救命士手当

(7) 機関員手当

第7条を第10条とし、第6条の次に次の3条を加える。

（消防出動手当）

第7条 第2条第5号の消防出動手当は、消防吏員が火災その他の災害の防
御業務、救助業務または救急業務に出動し、当該業務に従事した場合（以
下、「災害出動」という。）に支給する。

2 前項の手当の額は、災害出動1件につき200円とする。ただし、災害
出動の一部または全部が午後10時から翌日の午前5時までの間にあって
は、災害出動1件につき300円とする。

（救急救命士手当）

第8条 第2条第6号の救急救命士手当は、救急救命士（救急救命士法（平
成3年法律第36号）第2条第2項に規定する救急救命士をいう。）が、
救急現場に出動し、救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）
第21条に規定する救急救命措置に従事した場合（以下、「救急救命出動
」という。）に支給する。

2 前項の手当の額は、救急救命出動1件につき500円とする。

（機関員手当）

第9条 第2条第7号の機関員手当は、消防吏員が機関員として災害出動した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、災害出動1件につき200円とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。